

第三十四回 参議院社会労働委員会會議録第二十三号

昭和三十五年四月七日(木曜日)午前十時三十五分開会

委員の異動

四月六日委員久保等君辞任につき、その補欠として山口重彦君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 加藤 武徳君
理事 高野 一夫君
吉武 恵市君
坂本 昭君
藤田藤太郎君

委員

鹿島 俊雄君
勝俣 稔君
紅露 みつ君
谷口弥三郎君
徳永 正利君
山本 杉君
秋山 長造君
藤原 道子君
田畑 金光君
村尾 重雄君
竹中 恒夫君

政府委員

厚生政務次官 内藤 隆君
厚生省公衆衛生局長 尾村 偉久君
厚生省医務局長 黒木 利克君

事務局側

常任委員 増本 甲吉君
会専門員

説明員

厚生省引揚援護局長 福田 芳助君
護局庶務課長

本日の會議に付した案件
○未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○医療金融公庫法案(内閣送付、予備審査)
○委員長(加藤武徳君) たいだいまから委員會を開きます。
まず委員の異動を報告いたします。四月六日付をもって久保等君が辞任し、その補欠として山口重彦君が選任されました。御報告をいたします。

○委員長(加藤武徳君) 次に、未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案、以上兩案を一括議題といたします。まず政府から提案理由の説明をお願いします。

○政府委員(内藤隆君) たいだいま議題となりまして未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

未帰還者であった者が未帰還の状態にある間に自己の責めに帰することのできない事由により負傷し、また疾病にかかり、帰還後療養を要する場合におきましては、未帰還者留守家族等援

護法により療養の給付を行なっておりますが、同法に定められた給付期間は、同法施行前に帰還した者につきましては帰還後十二年、同法施行後に帰還した者につきましては帰還後七年となっております。

従いまして、本年八月一日以降におきましては、療養の給付期間が満了する者が生じますので、政府といたしましては、これら帰還患者の実状にかんがみ、給付期間を、さらに二年間、延長することといたした次第であります。

以上提案理由につきまして御説明申し上げましたが、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

次いで、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

昭和二十年八月広島市及び長崎市に投下されました原子爆弾の被爆者につきましては、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律によりまして、被爆者に対し健康診断を行ない、また、いわゆる原爆症の患者に対しては、医療の給付を行なつて、その健康の保持及び向上をはかつて参つたところであります。

しかしながら、原子爆弾の放射線が多量に浴びた被爆者にありましては、放射能の影響により、一般的に負傷または疾病にかかりやすいこと、負傷または疾病が治癒しにくいこと等の事情

にあるのみならず、それらの疾病にかつたことによつて原爆症を誘発するおそれもあるのであります。従つて、今回、これらの被爆者に対しましては、原爆症以外の負傷または疾病についても、国が必要な医療の給付を行なうことによつて、その健康の保持、向上をはかるうとするものであります。

また、いわゆる原爆症患者につきましては、現行法によつて、国が必要な医療の給付を行なつてゐるのであります。今回さらに一定の所得以下の者については、その医療を受けている期間中毎月二千元を限度として医療手当を支給することとし、これらの被爆者が安心して医療を受けることができるようにしようとするのであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(加藤武徳君) たいだいま提案理由の説明のごさいました二法案につきまして政府委員から細部説明を聴取したいと思ひます。

まず原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、尾村公衆衛生局長から細部説明をお願いします。

○政府委員(尾村偉久君) 今般の改正の要点につきまして御説明申し上げます。その第一は、一般疾病医療費の支給でございます。国は原子爆弾の放射線を多量に浴びた被爆者で、政令で定める者が、いわゆる従来の原爆症並び

に遺伝性疾病、先天性疾病及び厚生大臣の別に定める疾病以外の疾病につきまして、医療を受けた場合におきまして、その者に対してその医療に要した費用額を限度といたしまして、一般疾病医療費というものを支給できるようにすることとあります。ただし、その者が当該疾病につきまして、被保険者ないしは被保護者等でない限り、社会保険各法ないしは国——公費による結核予防法等の保護を受けた場合には、その受けがることができ、または受けるはずでありますところの限度におきまして、それを控除した残りの自己負担の部分について、医療費を支給することといたしたところであります。

この点は、国民健康保険法の場合にも、書き方が違つておりますが、全く同様な趣旨によりまして、本人の負担分を、本改正の要領によりまして支給することにいたしております。また、この場合に、被爆者に対しましては、医療費の支給という事になつておりますが、被爆者の便宜を考慮して、被爆者が受ける一般疾病医療機関について医療を受けた場合には、現物給付の取り扱いが出来るようにしておることとでございます。また、前項の被爆者一般疾病医療機関は、現行法によりましていわゆる原爆症の指定医療機関とは別に、広く都道府県知事が指定して、便宜をはかるようにいたしておることとでございます。

次に、医療手当の支給でございます。が、現行法によるいわゆる原爆症の認定患者のうち、一定の所得以下の者に

対して、これは政令で定めて、その資格を定めることになっておりますが、月額二千円を限度といたしまして、認定医療を受ける期間中、医療手当を支給できるようにいたしまして、保護の万全を期している次第でございます。

以上の通りでございますので、何とぞ御審議をお願いいたしたいと存じます。

○委員長(加藤武徳君) ちよつと速記を落として下さい。

○委員長(加藤武徳君) 速記を始めて下さい。

それでは次に、未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案につきまして、政府から細部の説明をお願いいたします。

○説明員(福田芳助君) 現在の法律によりまして、理由書に書いてありますように、新しいこの留守援護法施行後帰ってきた戦病傷者につきましては、帰ってきた後七箇年療養することのできるようになっております。

それは配付申し上げております新旧対照の条文、つまりその十八条にありますが、まず十八条の一項では、三年間療養いたしました、なおなおらない者は、三項によりましてさらに四年間、つまり合計七箇年療養することができるようになっております。

ところが、その七箇年の終期が、ことしの七月の末日に期日がくるわけでありまして、従いまして、八月一日からは、現在療養している者が引き続き療養を受けることができないという事態に相なるわけでありませぬ。そこで、たびたびの改正ではあり

ますが、さらに二年間引き続いて療養を与えるというふうに改正したいと思っております。また、これとは別に、この留守援護法改正前に帰ってきた者、つまりものと未復員者給与法時代に帰ってきた者については、この対象条文の、附則では二十二項で、旧法時代に帰ってきた者に対して新法の療養を給付するという条文があるわけでありまして、それによりまして、「従前の例による。」ということになりまして、引き続きこれらもたびたびの改正で今回で五回目の改正になり、延長を続けてきて、これもまたことしの十二月末で終期がくることになっております。そこでいずれも、新法後帰った者につきましても、あるいはそれ以前につきましても、ともに二年間は延長したい。現実には療養しておる者の大多数は旧法時代に帰ってきた者でありまして、療養の継続という点においては条件を同じくいたしますので、平等にとともに二年間延長したいという趣旨でございます。

まあ留守援護法自身の療養の給付についてはいろいろの問題点を含んでおるわけでありまして、一番さしあたり期限的に差し迫っておるこの期間の延長をとりあえずお願いいたしたいと思っております。

○委員長(加藤武徳君) ただいま両法案につきましても、提案理由の説明と政府からの細部説明を聞いたのでありますが、この両案に対する質疑は次回以後にいたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

○委員(黒木利克君) 御異議ないものと認めます。ではさうに決定いたしました。

○委員長(加藤武徳君) では次に、医療金融公庫法案を議題といたします。当委員会の要案にたえて、厚生省からこの法案に對する参考資料を一冊に編さんして提出をいたしております。お手元に配付されておるものであります。この法案につきましても、すでに質疑も若干進めたのであります。当時提出されておらなかった資料等もこの中に含まれておるようについて補足の説明を聴取したい、かように考へております。黒木次長から説明を聞きます。

○政府委員(黒木利克君) お手元の資料の一ページの目次をおかけ願いたいと思ひますが、八部に分かれておるようになって、資料の四までは先般差し出したものでございます。資料の五以下八まで新しく追加したものが多数ございますので、それに基づいて説明させていただきます。

七十一ページをおかけ願いたいと思ひます。「公庫の組織、業務及び事業計画」でございます。次の七十三ページの目次に五項目にわたりました資料の名前が書いてございますが、七十四ページ、五ページをまずおかけ願ひます。ここで医療金融公庫の組織がどうなるかという案と、その上の方に役員員の初年度、平年度の人員の数が記載してございます。

それから七十六ページは、医療金融公庫が貸し付ける場合の貸付対象の範囲が詳細に書いてございます。一から

九までございます。その貸付対象に對しましてどういふような条件で貸し付けるか、その貸付条件の案を七十七ページ以下に書いてございますが、このうちで償還期間とか据置期間とか利率というものは、公庫が定めて公庫の当事者と大蔵省、厚生省との間できめることになっておりますので、まだ具体的にはきまっておられません。しかし、大体の大枠は、建物の種類によりまして、償還期限が耐火建築の場合二十年、木造建築の場合十五年、重要機械器具、これが十年、運転資金は六カ月以内というふうな大体の大枠と、それから利率も、平均利率は七分三厘九毛でございますが、このうち病院、診療所、薬局等の新設なりあるいは増床というふうなものは六分五厘、重要機械器具の購入あるいは運転資金等につきましては六分五厘以上でございます。それはここに書いてございます。

それから据置期間でございますが、耐火建築の場合が新設の場合に三年以内、木造の場合に二年以内、それから増床、増改築の場合に二年以内、それから次に書くとおかけ願ひいたします。七十九ページに医療機械器具の購入というのがありますが、利率は二案がございまして、これは二十九億五千万円の何割をこういふ新増設に充てるか、機械器具の購入資金その他運転資金に充てるかというので、大体三分の二を新増設に充てる場合は、新増設の場合は六分五厘、機械器具、運転資金の場合は大体九分二厘ぐらになります。

○藤田藤太郎君 機械……

○政府委員(黒木利克君) はい。機械器具、運転資金。九分二厘ぐらにな

ります。それから資金量を、新増設の場合、重要機械器具の場合を半々にしますと、六分五厘と大体七分五厘見当になります。そこで資金量の業種別の配分とこの利率と相関関係でございますが、いろいろな案を考へておりますが、公庫が定めておるものと、いろいろ相談をして最終的にきめたいと思ひます。それから今度は一般診療所の場合でございますが、これは八十ページにございまして、一般診療所の場合、償還期限が十五年以内、木造建築が十年以内、据置期間は両方とも二年以内、それから診療所の造改築の場合、償還期限が十年以内、木造建築の場合が八年以内、据置期間は一年以内、利率は……

○秋山長造君 せっかくここへ貸付条件、償還期間、据置期間、利率、備考とそれぞれ該当した欄を作っておいて……

○委員長(加藤武徳君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(加藤武徳君) 速記を始めて下さい。

○政府委員(黒木利克君) それから八十五ページに、病院、診療所及び薬局の標準建設費単価が書いてございまして、これはこの貸付条件のところの貸付対象の規模等というところで、いろいろ坪数なりあるいは機械の品目の限度が書いてございますので、それに見合ひ資料でございます。

それから八十六ページに医療金融公庫が受託をする金融機関の選定の基準について書いてございます。これは貸付対象者の便宜を考慮するという建前から、数多くしなければならぬ

りませぬ。それで、たびたびの改正ではありませぬ。

○委員(黒木利克君) はい。機械器具、運転資金。九分二厘ぐらにな

ります。それから資金量を、新増設の場合、重要機械器具の場合を半々にしますと、六分五厘と大体七分五厘見当になります。そこで資金量の業種別の配分とこの利率と相関関係でございますが、公庫が定めておるものと、いろいろ相談をして最終的にきめたいと思ひます。それから今度は一般診療所の場合でございますが、これは八十ページにございまして、一般診療所の場合、償還期限が十五年以内、木造建築が十年以内、据置期間は両方とも二年以内、それから診療所の造改築の場合、償還期限が十年以内、木造建築の場合が八年以内、据置期間は一年以内、利率は……

○秋山長造君 せっかくここへ貸付条件、償還期間、据置期間、利率、備考とそれぞれ該当した欄を作っておいて……

○委員長(加藤武徳君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(加藤武徳君) 速記を始めて下さい。

○政府委員(黒木利克君) それから八十五ページに、病院、診療所及び薬局の標準建設費単価が書いてございまして、これはこの貸付条件のところの貸付対象の規模等というところで、いろいろ坪数なりあるいは機械の品目の限度が書いてございますので、それに見合ひ資料でございます。

それから八十六ページに医療金融公庫が受託をする金融機関の選定の基準について書いてございます。これは貸付対象者の便宜を考慮するという建前から、数多くしなければならぬ

りませぬ。それで、たびたびの改正ではありませぬ。

○委員(黒木利克君) はい。機械器具、運転資金。九分二厘ぐらにな

ります。それから資金量を、新増設の場合、重要機械器具の場合を半々にしますと、六分五厘と大体七分五厘見当になります。そこで資金量の業種別の配分とこの利率と相関関係でございますが、公庫が定めておるものと、いろいろ相談をして最終的にきめたいと思ひます。それから今度は一般診療所の場合でございますが、これは八十ページにございまして、一般診療所の場合、償還期限が十五年以内、木造建築が十年以内、据置期間は両方とも二年以内、それから診療所の造改築の場合、償還期限が十年以内、木造建築の場合が八年以内、据置期間は一年以内、利率は……

○秋山長造君 せっかくここへ貸付条件、償還期間、据置期間、利率、備考とそれぞれ該当した欄を作っておいて……

○委員長(加藤武徳君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(加藤武徳君) 速記を始めて下さい。

○政府委員(黒木利克君) それから八十五ページに、病院、診療所及び薬局の標準建設費単価が書いてございまして、これはこの貸付条件のところの貸付対象の規模等というところで、いろいろ坪数なりあるいは機械の品目の限度が書いてございますので、それに見合ひ資料でございます。

それから八十六ページに医療金融公庫が受託をする金融機関の選定の基準について書いてございます。これは貸付対象者の便宜を考慮するという建前から、数多くしなければならぬ

十九年から三十三年までの病床数の実数を出してございませぬ。

それから百三十三ページに、8でございませぬが、都道府県別に今度は診療所数が人口一万当たり幾らだということが出てございませぬが、これをこらんに分けてございませぬと、一般診療所と齒科診療所に分けてございませぬ、まん中ごろに、人口一万単位の数が書いてございませぬが、北海道等が三・七に對しまして東京は九・四とか、京都が八・六とか、案外鹿児島が五・一とか、こらいうふうに分けて非常に数字が違ふということが明らかになってございませぬ。

それから九番目に、百三十二ページですが、診療所数の地域分析でございませぬ。これは六大都市、人口二十万以上の市、十万以上二十万未満の市、人口十万未満の市町村の一般診療所の有床と無床に分けて、どうなつておるか、人口一万対の率がどうなつておるか、この有床、無床に分けて、齒科診療所と一般診療所との比率が出てございませぬ。

それから十番目に、百三十四ページですが、一般診療所と齒科診療所の経営主体別診療所数の年次推移の調べ。昭和二十九年から三十三年までに診療所がどんなふうになつてきたかという数字でございませぬ。

それから十一が、医療機関に対する融資状況調、公的医療機関に對しまして、三十年度から三十三年度までに地方債なり、厚生年金還元融資がどれくらいたつて、どれくらいたつて、融資金額でございませぬ。それから、なお備考にその融資の条件を書いてございませぬ。年六分五厘で、耐火の場合は二十五年、木造の場合は二十年の期限をつ

ける。それから下の方に私的医療機関の、これは上の方は中小企業金融公庫、下が国民金融公庫の昭和二十九年

度から三十三年度までの融資の件数と額、特に三十三年度をごらんになりますと、中小企業金融公庫から融資された件数が千二十、金額は十七億九千二百万円、国民金融公庫の場合は、件数が六千四百二十三件で、金額が十九億六千九百九十九万円、総額は三十七億六千九百九十九万円、右にございませぬのが三十三年度末の貸付残高でございませぬ。これが総計六十二億四千四百万円、それから融資の条件が備考に書いてございませぬが、年九分六厘で償還期限は五年以内ということにございませぬ。

それから次の十二番目に、都道府県別の薬局数の調べがございませぬ。総数と、それから市部と郡部に分けまして、薬剤師が開設している薬局と薬剤師以外の者が開設している薬局に分けて、その数字が出てございませぬ。

それから十三番目に、次の百三十八ページでございませぬが、都道府県別に一般病床数がどれだけ不足してございませぬ。坂本委員の御要請で作つたのでございませぬが、この総額を見ますと、約十四万床、これは昭和四十年までに約十四万床不足をする。その詳細が百四十一ページ以下に、各都道府県の保健所に詳細に調べてみたのでございませぬ。

それから十四番目に、百九十四ページに、今度は精神病院の不足病床数調べというのを、百九十四ページでございませぬが、これも昭和四十年末までに必要な病床数、それと昭和三十三年十一月末現在病床数との差を引き

いた不足病床数が全国的に見て、昭和四十年末までには八万八千床余りが足りない、こらいう数字でございませぬ。

それから十五番目に、百九十六ページでございませぬが、都道府県別、無医地区、無齒科医地区数調、これは昭和三十三年八月一日現在の数字でございませぬ。ここで第一種とありますのは、注に書いてございませぬが、「当該地域における交通機関の關係又は地理的事情の實情からその地域に医療機関がなくとも最寄りの医療機関を容易に利用することが可能であるため、特に支障がないと認められる地区」それは、まあ無医地区でございませぬけれども、特にこらいうものの必要はないというわけにございませぬ。

第二種が、「人口、面積、地勢及び交通の状況から医療機関が設けられても、その経営が事実上困難と認められる地区」まあ公的医療機関であるいは国土の医療機関で無医地区対策を重点的にやらなければならぬという地区でございませぬ。

それから第三種が、「人口、面積及び地勢の状況から医療機関が設置されれば、その経営は可能と認められる地区」医療金融公庫の対象はこらいう地区には当てはまると思ひませぬ。

それから百九十八ページは、都道府県別の無業所の町村数調べ、三十五年の一月一日現在の数字でございませぬ。それから徳島県、高知県が集計に間に合いませんので出ておりませぬ。それから十七、二百一ページに、病院分類における経営主体別、部門別の状況、これは公的、医療法人、個人と

いふふうに分けて、診療部門、それから入院部門、給食部門、管理部門と、こらいうのでございませぬが、ここにAとありますのは、医療法に基づきまして医療監視をいたしますが、その結果の採点で、八十五点以上、Bが七十点から八十五点まで、Cが五十点から七十点まで、Dが五十点未満、だんだんC、Dになりますと成績の悪い、これは体質改善と申しますか、そらいうものをやらなくちゃならぬという一つの資料でございませぬ。

それから十八が、私的医療機関の、(藤田藤太郎君)これはいつ現在ですか、十七は(と述ぶ)それは三十一年度でございませぬ。それから二百二ページに、私的医療機関の建物の現状というのがございませぬが、これはちよつとわかりませぬので、一応福島県、新潟県、徳島県、大分県を例にとりまして、その三十三年末の病院数、それから調査をいたしました対象病院数、それを医療法人と個人に分けて、建物の総面積、それから老朽化した建物の面積、それから病院数と面積を出して、それから法定施設の不備(医療法上から見れば基準に合致してない病院数なり、件数、こらいうものをまとめてみたのでございませぬが、これで私的医療機関の建物がいかに復旧しているか、老朽化しているか、その体質改善が必要かといふことの一つの資料になるわけにございませぬ。

二百三ページ以下は、その詳細な病院の名前はあげておりませぬ、番号で示してありますが、詳細な医療監視の結果をまとめてございませぬ。大体資料は以上でございませぬ。

○委員長(加藤武徳君) 速記をとめて(速記中止) 速記を始め

○委員長(加藤武徳君) 速記をとめて

○委員長(加藤武徳君) 速記を始め

○委員長(加藤武徳君) 速記を始め

○委員長(加藤武徳君) 速記を始め

一、厚生年金会館所在の東京都新宿区番衆町町会維持運営費補助に關する請願(第一五五三三号)

一、身体障害者雇用促進の立法化に關する請願(第一五五四号)

一、兵庫県衛生研究所製赤痢ワクチン接種実施に關する請願(第一五七九号)

一、日雇労働者健康保険法の一部改正に關する請願(第一五九六号)

一、市町村等が行なう職業訓練の経費を国庫負担とするの請願(第一五九七号)(第一六二八号)(第一六二九号)

一、一般職種別賃金即時廃止に關する請願(第一五九八号)(第一六一四号)(第一六一五号)

一、日雇労働者健康保険法の一部改正等に關する請願(第一六三〇号)

第一三六一号 昭和三十五年三月十日受理

労働福祉事業団の退職金規程制定に關する請願

療に懸命の努力をされている事業団職員をますます窮地に追い込むものであるから、本事業団の退職金規程が前記の「実施細目」の規定を下回らない基準で一日も早く制定され、職員が安心して医療に専心できるよう、第二十六回国会参議院における付帯決議尊重の立場から政府に適切な勧告を行なわれたいとの請願。

第一四一四号 昭和三十五年三月十日受理

労働福祉事業団の退職金規程制定に關する請願

請願者 熊本県八代市竹原町一、六七〇熊本労災病院内 島田武彦

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。

第一四一五号 昭和三十五年三月十日受理

労働福祉事業団の退職金規程制定に關する請願

請願者 福岡県門司市東本町三丁目門司労災病院内 河野俊貞

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。

第一四一六号 昭和三十五年三月十日受理

労働福祉事業団の退職金規程制定に關する請願

請願者 秋田県大館市榊井沢字下位三〇秋田労災病院内 佐藤英一外百十五名

紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。

第一四一七号 昭和三十五年三月十日受理

労働福祉事業団の退職金規程制定に關する請願

請願者 北海道美唄市共練美唄労災病院内 藤井百雄 外百二十七名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。

第一四二五号 昭和三十五年三月十日受理

労働福祉事業団の退職金規程制定に關する請願

請願者 名古屋港区港明町一ノ三一中部労災病院内 伊藤博治外二百七十七名

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。

第一四六五号 昭和三十五年三月十日受理

労働福祉事業団の退職金規程制定に關する請願

請願者 東京都大田区森ヶ崎五、七七五東京労災病院内 亀田実外百十二名

紹介議員 重盛 壽治君

労働福祉事業団の退職金規程制定に關する請願

請願者 香川県丸亀市城東町一四八香川労災病院内 山内泰助外六十名

紹介議員 坂本 昭君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。

第一六三二号 昭和三十五年三月十四日受理

労働福祉事業団の退職金規程制定に關する請願

請願者 福岡県小倉市葛原九州労災病院職員組合内 木村俊雄外二百二十一名

紹介議員 吉田 法晴君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。

第一三六六号 昭和三十五年三月十日受理

医療施設の恒久化及び不燃化のための建築費助成に關する請願

請願者 東京都中野区宮園通り四ノ七社団法人日本結核療養所協会内 西田 重雄外一名

紹介議員 勝保 稔君

大正から昭和初期にかけて結核撲滅のために国をあげての緊急施策として設立された結核病院、療養所は、その構造設備等の恒久性及び不燃性を考慮するに及ばず、建設されたバツクに近い木造施設がその大半であり、すでに五十年近くも経過しているため、年々ばく大の補修費をかけるに上り、火災、台風、地震等の場合には憂慮すべき事態となることも考え

られる実情であるが、現行の診療報酬による病院経済では平常の運営経費がよりやうく、施設の恒久化及び不燃化等はどうしても実現不可能であるから、これが社会保険施設としての重要性にかんがみ、結核病院、療養所を施行対象として、現行法令の総合緊急活動により特例をもつて、すみやかに国庫補助又は特別長期低利の金融の方途を講ぜられたいとの請願。

第一五九九号 昭和三十五年三月十三日受理

医療施設の恒久化及び不燃化のための建築費助成に關する請願

請願者 東京都北多摩郡小平町大沼田新田三五五社労社法人多摩済生病院理事長 和田政外一名

紹介議員 勝保 稔君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第一四〇四号 昭和三十五年三月十日受理

薬事法の一部改正に關する請願

請願者 香川県観音寺市本大町 小松卓外十五名

紹介議員 久保 等君

現行薬事法は、昭和三十三年、アメリカ軍進駐治下、半強制的に定められたもので、当初からわが国状に適しない条項が多く、かつ十余年を過ぎた今日、社会情勢にも著しい変化があり、また法の欠陥に基づく業界の混乱は、その極に達し、国民保健衛生のため憂慮される状態にたつてきているから、(一)現行薬事法を身分法(薬剤師法)と業務法(薬事法)とに分離すること、(二)薬事法において医薬品の販売業者

とその流通系統の適正化を図るため、
(イ)薬品の開設を許可制とすること、
(ロ)医薬品販売一号業の登録を許可制とすること、(ハ)医薬品販売二号業者は新規免許を制限し、既存業は法をもつて業態を明確化する、(ニ)医薬品販売三号業は登録を許可制とすること等に對し善処すること、(三)地方薬事審議会を設置すること等について、一日も早く薬事法の根本的改正を行われたいとの請願。

第一四〇五号 昭和三十五年三月十日受理
酒癖きよう正施設設立に関する請願
請願者 東京都文京区林町九

紹介議員 加藤シヅエ君
四 宗像正子

国民の飲酒量が多くなるにつれていわゆる酒乱及びアルコール中毒患者もいぢるしくふえており、そのため、家庭内の悲劇並びに飲酒上の犯罪事件がひん発している上に、不良化した青少年も、年とともに多くなつてゐる状況であるから、これらの悲劇や事件を未然に予防するために、かれら自身の更生のために、酒癖きよう正施設をすみやかに建設せられたい。また、ある精神病院において入院中の患者の年令層を統計的に調査した結果によると、十五才から二十五才までの年令層の者が患者の三十二パーセントに及んでゐる由であるが、これでは日本の将来にとつて暗然たるものがあるから、かれらのきよ正と更生のため、酒癖きよう正院をすみやかに設立せられたいとの請願。

第一四〇六号 昭和三十五年三月十日受理
酒癖きよう正施設設立に関する請願
請願者 東京都世田谷区経堂町二五 早川かい

紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第一四〇五号と同じである。

第一四六〇号 昭和三十五年三月十日受理
酒癖きよう正施設設立に関する請願
請願者 山形市香澄町木ノ実小路一九二日本基督教婦人矯風会山形支部内

片岡静子

紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第一四〇五号と同じである。

第一四九七号 昭和三十五年三月十一日受理
酒癖きよう正施設設立に関する請願
請願者 東京都世田谷区玉川等々力町二ノ四七 福田その子

紹介議員 横山 フク君

この請願の趣旨は、第一四〇五号と同じである。

第一五七八号 昭和三十五年三月十二日受理
酒癖きよう正施設設立に関する請願
請願者 福岡県門司市旭町一丁目 鶴原アヤ

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一四〇五号と同じである。

第一六一一号 昭和三十五年三月十四日受理

酒癖きよう正施設設立に関する請願
請願者 香川県坂出市新浜 岩瀬寿子

紹介議員 津島 壽一君

この請願の趣旨は、第一四〇五号と同じである。

第一四四四号 昭和三十五年三月十日受理
失業対策事業労力費の補助基本額は正に関する請願
請願者 熊本県水保市長 中村 止

紹介議員 森中 守義君

熊本県管内における失業対策事業労力費基本額は、昭和三十三年七月一日から水保地区二百四十七町、熊本市二百七十二町と定められ実施されているが、水保市における生活諸物価等は熊本市以上であり、民間日雇労働者の賃金状況も両市になら差がないのに、失業対策事業の基本日額に二十五円の地域差を設けていることは、まことに不均衡であるから、これをすみやかに是正せられたいとの請願。

第一四一八号 昭和三十五年三月十日受理
動員学徒犠牲者援護に関する請願(五通)
請願者 岐阜県大垣市林町三ノ三 渡辺武一 外四名

紹介議員 古池 信三君

戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正により一部の動員学徒犠牲者に対して準軍属並みの遺族給付金並びに障害年金が支給されることになつたにもかかわらず、これら援護がまだ公平で万全であるとはいえないから、これら学徒に対して軍人軍属並みの援護措置と

して、(一)動員業務中に生じた災害の内容いかんをとわずその事故による死亡者並びに障害者に対して援護法を適用すること、(二)遺族給付金を遺族年金にきりかえること、(三)障害年金額を倍額すること、(四)款症、目症程度の障害者に対しても障害年金または障害一時金を支給すること、(五)動員に關係ある事故による死亡者等については弔慰金を支給すること、(六)障害年金認定にあたり内臓疾患及び原爆ケロイドを特に重視すること、等の実現について万全を期せられたいとの請願。

第一四八〇号 昭和三十五年三月十日受理
動員学徒犠牲者援護に関する請願(二六通)
請願者 東京都杉並区新町二八 九 赤沢龜史 外二十五名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第一四一八号と同じである。

第一五八二号 昭和三十五年三月十三日受理
動員学徒犠牲者援護に関する請願
請願者 熊本県本渡市本渡町広瀬二八八 小川能喜治 外八十四名

紹介議員 林田 正治君

この請願の趣旨は、第一四一八号と同じである。

第一五八三号 昭和三十五年三月十三日受理
動員学徒犠牲者援護に関する請願(五通)
請願者 和歌山県那賀郡桃山町 最上 福井文雄 外四名

紹介議員 前田佳都男君
この請願の趣旨は、第一四一八号と同じである。

第一六〇六号 昭和三十五年三月十四日受理
動員学徒犠牲者援護に関する請願(四通)
請願者 島根県浜田市熱田八〇 四ノ二 上野徹子 外三名

紹介議員 佐野 廣君

この請願の趣旨は、第一四一八号と同じである。

第一五五三三号 昭和三十五年三月十二日受理
厚生年金会館所在の東京都新宿区番栗町町会維持運営費補助に関する請願
請願者 東京都新宿区番栗町新宿区番栗町町会内 風間威夫 外二十一名

紹介議員 安井 謙君

東京都新宿区番栗町町会においては、各世帯一軒当り百五十円から二百円を町会費の名目で集め、これを町の自治運営費に当てているが、今回本町会内に厚生年金会館が建設されることになり、その敷地坪数約一千八百七坪、本町会会員一世帯当りの敷地平均二十坪からみると約九十世帯分となるので、一世帯二百円として九十世帯分の一万八千円を毎月本町会維持運営費として厚生年金会館から補助交付されるよう取り計らわれたいとの請願。

第一五五四号 昭和三十五年三月十二日受理
身体障害者雇用促進の立法化に関する請願

請願者 広島市舟入川口町七

五 田中民夫

紹介議員 重政 庸徳君
わが国の身体障害者の総数約八十万人の四十一パーセントは無職者であり、このうち十四パーセントは職につきざる能力をもつていながらもかわらざる身体障害者であるために雇用されず極貧にあえいでいる現状であるから、これら身体障害者の更生を図るため、(一)身体障害者雇用促進法案を昭和三十四年度から実施するより立法化すること、(二)この法案による身体障害者の範囲は労働の意志及び能力を有する身体障害者福祉法別表に掲げる十五才以上の者とする、(三)雇用すべき数を、労働人口中に占める常用雇用者割合と同率に四十一・一パーセント即ち二十一万一千人とする、(四)雇用比率を官公庁及び民間事業所を含めて一・五パーセント以上とし、この雇用率まで官公庁に対し強制割当雇用させること、(五)民間事業所にも勧奨すること、(六)国は、雇用主が職業を指定し、特別の支障のない限り雇用させること、(七)国は、雇用主が身体障害者の職業能力を増大させるために必要な作業設備の改善、作業補助具の支給等の費用及び技術習得のための補導又は訓練を行なった場合の費用を補助すること、(八)雇用主が国の政策に協力して身体障害者を一定比率以上雇用した場合、その事業の収益について税の軽減を図ること、(九)職業訓練所の拡充強化、委託補導制度の実施、職業安定機関及び専門職員整備等を図ると共に中央、地方に身体障害者雇用審議会を設置すること等について配慮せられたいとの請願。

第一五七九号 昭和三十五年三月十二日受理

兵庫衛生研究所製赤痢ワクチン接種実施に関する請願
請願者 神戸市須磨区潮見台町三ノ一二 大城俊彦外十四名

紹介議員 中野 文門君

兵庫縣衛生研究所では、昭和二十七年以来赤痢ワクチンの研究を続け、過去八箇年間に男女老幼の希望者に予防接種を施した実績は、十七万六千人にのぼっている。その接種の結果を見ると、副作用はきわめて軽く人体に接種して全く安全であり、又予防効果についても見るべきものがあつたのであるが、このたび更にワクチンの質に改善を加へ、従来の赤痢ワクチンと比べて動物実験上四倍ないし七倍も感染防御力の強いワクチンを作ることに成功したので、これを県内の希望者に接種してその予防効果を实地に証明し、国内赤痢防疫改善の資に供したいから、昭和三十一年度において、兵庫県の既往八箇年間の実績を勘案して、昭和三十三年度同様の取扱い方を配慮せられたいとの請願。

第一五九六号 昭和三十五年三月二十三日受理
日雇労働者健康保険法の一部改正に関する請願
請願者 京都市右京区西院花田町二ノ三全京都建築労働組合内 長島登

紹介議員 秋山 長造君

日雇労働者健康保険法については、昭和二十八年法制定以来撤回にわたる法改正により、逐次内容改善が行なわれてきたが、その内容は、政府管掌の他の

労働保険と比較し極めて劣悪であるから、(一)国庫負担を大幅に引き上げること、(最低五割)(二)療養期間、傷病手当、出産手当の給付期間を健全なみに延長し、待期間を撤廃すること、(三)受給要件を満たすまでの二箇月の待期間を撤廃すること、(四)被扶養者の療養給付を七割に引き上げること、(五)給付を受けている間に他の疾病がおきたり、被扶養者が疾病にかかつたときに受給資格がない場合でも受診できるより特別措置をはかること、(六)健康保険法第十三条、日雇労働者健康保険法第六条を改正し、従業員一人でも強制適用事業所とすること、(七)強制適用事業所を強制適用事業所とすること、(八)指定市町村の早期指定とこと、(九)被扶養者の認定については、法第三条の精神を生かし、十六才から六十才までの認定制限を撤廃すること、(一〇)厚生年金を適用すること等

日雇労働者健康保険法の一部改正を即時実現せられたいとの請願。
第一六二六号 昭和三十五年三月二十四日受理
日雇労働者健康保険法の一部改正に関する請願
請願者 京都市右京区西院花田町二ノ三全京都建築労働組合内 池田元祐

この請願の趣旨は、第一五九六号と同じである。
第一六二七号 昭和三十五年三月二十四日受理
日雇労働者健康保険法の一部改正に関する請願

請願者 京都市右京区西院花田町二ノ三全京都建築労働組合内 橋本新延
紹介議員 片岡 文重君
この請願の趣旨は、第一五九六号と同じである。
第一五九七号 昭和三十五年三月二十三日受理
市町村等が行なう職業訓練の経費を国庫負担とするの請願
請願者 京都市右京区西院花田町二ノ三全京都建築労働組合内 長島登

第二十八回国会で職業訓練法制定の際、政府原案には市町村、民法第三十条の規定により設立した法人、法人である労働組合、その他営利を目的としない法人が行なう職業訓練についてはなんらの規定がなかつたが、その必要性と重要性にかんがみ、自他両党の共同修正をもつて、それらを行なう職業訓練については、これらを公共職業訓練とみなす、と改められたのであるが、それらの職業訓練に対する国の経費負担等については全く考慮されなかつたため、こんにち、この種の職業訓練が阻害される結果になつてゐるから、職業訓練法第十二条第一項に規定する市町村、法人の労働組合等の行なう職業訓練についても国の経費負担を行なうより措置せられたいとの請願。
第一六二八号 昭和三十五年三月二十四日受理
市町村等が行なう職業訓練の経費を国庫負担とするの請願

請願者 京都市右京区西院花田町二ノ三全京都建築労働組合内 橋本新延
紹介議員 片岡 文重君
この請願の趣旨は、第一五九七号と同じである。
第一六二九号 昭和三十五年三月二十四日受理
市町村等が行なう職業訓練の経費を国庫負担とするの請願
請願者 京都市右京区西院花田町二ノ三全京都建築労働組合内 池田元祐

この請願の趣旨は、第一五九七号と同じである。
第一五九八号 昭和三十五年三月二十三日受理
一般職種別賃金即時廃止に関する請願
請願者 京都市右京区西院花田町二ノ三全京都建築労働組合内 長島登

最低賃金法は賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善をはかることがその目的となつてゐる。ところが土建及び自由労働者は昭和二十二年以来、一般職種別賃金(P・W)によつて最高賃金額をおさえられてゐる。即ち昭和二十二年法律第七十一号第十一條の規定によつて土建労働者は政府直轄の公共事業においては無論のこと、これが一般業者に発注された場合もこのP・Wが積算の基礎となつてゐるため完全な賃金ストリップをうけており、更に緊急失業対策法第十條及び同法施行規則第八條では、失業対策事業に使用

請願者 京都市右京区西院花田町二ノ三全京都建築労働組合内 橋本新延
紹介議員 片岡 文重君
この請願の趣旨は、第一五九七号と同じである。
第一六二九号 昭和三十五年三月二十四日受理
市町村等が行なう職業訓練の経費を国庫負担とするの請願
請願者 京都市右京区西院花田町二ノ三全京都建築労働組合内 池田元祐

請願者 京都市右京区西院花田町二ノ三全京都建築労働組合内 橋本新延
紹介議員 片岡 文重君
この請願の趣旨は、第一五九七号と同じである。
第一六二九号 昭和三十五年三月二十四日受理
市町村等が行なう職業訓練の経費を国庫負担とするの請願
請願者 京都市右京区西院花田町二ノ三全京都建築労働組合内 池田元祐

される失業者に支払われる賃金の額は、P・Wの百分の八十から九十までの額とする規定しているため、失対労働者もまたP・Wによる手ひどい賃金ストリップを余儀なくされている実情であるから、一般職種別賃金(P・W)を即時廃止せられたいとの請願。

第一六二四号 昭和三十五年三月二十四日受理

一般職種別賃金即時廃止に関する請願

請願者 京都市右京区西院花田

町二ノ三全京都建築
労働組合内 橋本新延

紹介議員 片岡 文重君

この請願の趣旨は、第一五九八号と同じである。

第一六二五号 昭和三十五年三月二十四日受理

一般職種別賃金即時廃止に関する請願

請願者 京都市右京区西院花田

町二ノ三全京都建築
労働組合内 池田元祐

紹介議員 藤田藤太郎君

この請願の趣旨は、第一五九八号と同じである。

第一六三〇号 昭和三十五年三月二十四日受理

日雇労働者健康保険法の一部改正等に関する請願

請願者 大阪市浪速区大園町二

ノ二一大阪建設労働組
合本部内 菅野勇利

紹介議員 片岡 文重君

建設労働者は、建設産業特有の下請制度や特殊な雇用制度のため、身分割も確立できず、日日仕事を求めてあるく

という失業、半失業状態に追いこまれている。従つてはつきりした雇用契約も結ばず幾重にもびんはねされた低賃金で健保、失保、労災等の社会保険の適用すらうけられない劣悪な労働条件で働かされている実情であるから、これが改善を図るため、(一)日雇労働者健康保険法の内容改善、(二)建設労働者の雇用安定制度(建設労働法)の制定、(三)一般職種別賃金(P・W)の即時廃止、(四)職業訓練法の改善、(五)けい肺法の単独立法による拡充強化、(六)土木建築における一人親方労災(特別適用)の強制適用化等の実現を期せられたいとの請願。